

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

市内の感染症患者の発生状況  
患者数(累計) 13人  
※8月10日現在

健康づくり課 ☎94-4609

## 国・県による接触確認システムを利用しましょう

国や県では、感染症の陽性者の動向を確認し、集団感染の拡大を防ぐシステムの普及を進めています。

いずれも、氏名や電話番号、位置情報など個人が特定される情報を収集・利用することはありません。利用が増えることで、感染拡大を防止する効果が高まります。自分や大切な人を守るため、積極的なご利用をお願いします。

### 県によるLINEコロナお知らせシステム

県内の店舗や施設がガイドラインに沿って行う感染症対策を記載した「感染防止対策取組書」。取組書にあるQRコードを読み取って県のLINE公式アカウントに登録すると、感染者が同じ施設を利用していた際、接触の可能性のある場合に、LINEメッセージで通知が届きます。

#### 【利用時のポイント】

◇QRコードは場所によって異なります。訪れた場所ごとに読み取ってください

◇通知はQRコードを読み取った日時に基づいて送られます。同じ場所を訪問した場合でも毎回読み取ってください



感染防止対策取組書のイメージ

#### 事業者の皆さんへ ~取り組みをご登録ください~

取組書を掲示することで、利用者に対策の内容を分かりやすく伝えられます。県ホームページの専用フォームから登録すると発行できます。

店舗や施設を安心して利用してもらうためにも、システムをご活用ください。



登録専用フォーム

閩県新型コロナウイルス感染症専門ダイヤル  
☎0570-056-774(平日午前9時~午後5時)

### 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)

スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、感染者と接触した可能性があるかを確認できるアプリです。

接触の可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートをより早く受けられます。利用方法など詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

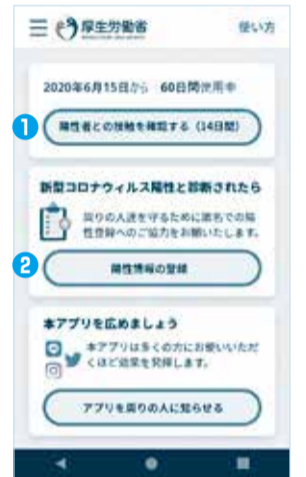
#### 【アプリの仕組み】

①過去14日間の感染者と接触した可能性を確認できます。接触が確認された場合は、画面の表示に従い症状の有無などを入力すると、検査の受診などを案内します

②陽性と診断された場合は、保健所から通知される処理番号を登録します

**接触の目安**…アプリをインストールし、Bluetooth機能をオンにしたスマートフォン同士が約1m以内の距離で15分以上近接していた場合、接触と判断されます

**情報の管理**…接触情報は各自の端末の中だけで暗号化して記録され、14日後に自動で無効になります



メイン画面イメージ



iPhone用



Android用

右のQRコードから▶  
インストールできます

## ご活用ください 各種支援制度

### ~市民向け~

#### ◇生活に関する支援・給付

内容	連絡先
特別定額給付金(10万円)	1人当たり10万円を支給 ※申請は8月24日(月)まで、 消印有効 市特別定額給付金専用 ダイヤル(福祉総務課) ☎0570-027-576 平日午前9時~午後5時
緊急小口資金・総合支援資金	収入の減少や失業などで生活の立て直しが必要な人に一時金を貸し付け※相談は要予約 社会福祉協議会 ☎94-9600 平日午前8時45分~正午 午後1時~3時15分
住居確保給付金	休業などで家賃の支払いが困難な人に家賃相当額を支給 ※収入などの要件を満たす人が対象。上限あり 生活福祉課 ☎94-4726
市国民健康保険の傷病手当金	感染または感染が疑われ、給与の支払いを受けている加入者に支給 保険年金課 ☎94-4728
後期高齢者医療保険の傷病手当金	※適用は9月30日(水)まで 保険年金課 ☎94-4521
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	休業手当が支払われない中小企業の従業員に月額賃金の8割を支給(上限33万円) 厚生労働省のホームページをご覧ください

#### ◇納税などの猶予・減免

内容	連絡先
市税の猶予制度	収入が大幅に減少した場合、1年間納税を猶予 収納課 ☎74-5489
国民健康保険税の減免	保険年金課 ☎94-4728
後期高齢者医療保険料の減免	収入が減少し一定の要件を満たす場合、保険税(料)を減免 保険年金課 ☎94-4521
介護保険料の減免	介護高齢課 ☎94-4722
国民年金の免除制度	収入が減少した人の保険料を免除または納付猶予 平塚年金事務所 ☎22-1515 保険年金課 ☎94-4520
上下水道料金の猶予	支払いを最長4カ月間猶予 厚木水道営業所 ☎046-224-1111

### ~事業者向け~

内容	連絡先
中小企業などの経営や資金繰りに関する相談	中小企業等金融相談窓口(商工観光課) ☎92-1113 平日午前9時~午後5時 中小企業等経営相談窓口(商工会) ☎95-3233 平日午前9時~午後5時
固定資産税・都市計画税の減免	売上げが減少した中小企業者、小規模事業者に対し、令和3年度の税を減免 資産税課 ☎74-5469
持続化給付金	売上げが半分に以下に減少した中小法人に最大200万円、個人事業者(フリーランス含む)に最大100万円を支給 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 毎日午前8時30分~午後7時(9月以降は土曜日、祝日を除く)
雇用調整助成金	賃金が支払えない事業主に休業手当などの一部を助成 ※申請は9月30日(水)まで 神奈川労働局神奈川助成金センター ☎045-277-8815 平日午前8時30分~午後5時15分
小学校休業等対応助成金、小学校休業等対応支援金	学校の臨時休業に伴う子どもの世話をした個人事業主や、従業員に特別休暇を取得させた事業主に支給 学校等休業助成金・支援金コールセンター ☎0120-60-3999 毎日午前9時~午後9時

### 引き続き感染防止対策を

